

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成28年12月8日(木) 午前10時～午前11時52分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名) 委員長 黒川 武 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 梶谷規子
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員(26名) 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、
建設部長 西垣正則、教育こども未来部長 長谷川 忍
秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 小出健二、行政課長 中村定秋、
同主幹 佐藤信次、市民窓口課 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主
査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 大橋 透、福祉課長 丹
羽 至、長寿介護課長 山北由美子、同統括主査 浅田正弘、健康課長 原
咲子、同主幹 長瀬信子、同統括主査 須田かおる、学校教育課長 石川
文子、同管理指導主事 有尾幸一、同指導主事 渡辺まゆみ、生涯学習課
長 竹井鉄次、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長 富 邦也

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第91号	岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	全員賛成 可決
議案第97号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第98号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第99号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第100号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 可決

議案第 109 号	岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について	全員賛成 可決
請願第 8 号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	賛成少数 不採択
陳情第 15 号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書	聞き置く
陳情第 16 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	聞き置く
陳情第 17 号	「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情	聞き置く

◎委員長（黒川 武君） 皆様、おはようございます。

まだまだ朝晩寒い日が続いておりますが、きょうは日中、穏やかな日になるのかなと思います。

定刻のお時間となりました。また、委員を初め、関係者の皆様もおそろいでございますので、これより厚生・文教常任委員会の開催といたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件、陳情3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

師走に入りまして、めっきり朝晩寒くなったようなきょうこのごろでございます。また、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい時期をお迎えのことと思います。

このような状況の中、本日の厚生・文教常任委員会では、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきましてのほか、条例の一部改正が4件、指定管理者の指定についての1件をお願いするものでございます。

なお、本日は、主査以上の職員が出席をさせていただいておりますので、慎重審議をよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） それでは、審査に入ります。

議案第91号「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明をいかがいたしましょうか。

〔「省略で」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 委員より省略のお声がありましたので、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎委員（梅村 均君） いじめ問題の関係でございます。

本会議のほうでも幾つか質疑が出ておりましたが、今回3つの組織を設置してということでございます。それでお聞きしたいのが、1つ、岩倉市いじめ問題専門委員会のほうで、開催が、第11条でいくと、教育委員会の諮問に

応じて開かれるというようなことになっております。変な見方かもしれませんが、なかなか諮問がされて開かれないとか、ちょっとそんなようなことも危惧するわけですが、現段階におきまして、この委員会というのはどんなふうに関がされていくのか、そのような考え、イメージ的なものがあればお聞かせをお願いいたします。

◎**学校教育課統括主査（佐野亜矢君）** 専門委員会につきましては、重大事態等の調査のほかに、いじめの防止等のための対策に関することを所掌事務としておりまして、例えば各校でいじめの未然防止や早期発見への取り組み内容などについて定期的に御意見をいただいたり、具体的ないじめの事案を示しまして防止の取り組みなどについて御意見をいただいたりすることを想定しておりますので、基本的には年2回開催を予定しております。

◎**委員（鬼頭博和君）** 3つの機関が置かれるんですけれども、いじめ問題調査委員会というのが市長部局の附属機関という形で置かれているんですけれども、第三者機関的な役割ではないかと思うんですが、この機関の役割というか、どんな役割をするのか、ちょっと具体的に教えていただきたい。

◎**秘書企画課統括主査（小出健二君）** いじめ問題調査委員会の役割でございますが、条文にも一部、所掌ということで20条のほうに規定がございますが、教育委員会の専門委員会のほうで重大事態が発生した場合に行った調査の結果を市長のほうに報告をいただくと。その報告を受けて再調査が必要な場合に、改めて市長部局のほうで調査等を行うという位置づけでございます。以上です。

◎**委員（鬼頭博和君）** ということは、重大事態が発生しないとこの調査委員会というのは行われないうことなんでしょうか。

◎**秘書企画課統括主査（小出健二君）** おっしゃるとおりでございます。条文の中で、第19条でございますけれども、必要があると認めるときはということで、そういった事態が発生しない場合には、委員会は開かれないということでございます。

◎**委員（鬼頭博和君）** わかりました。

第三者委員会、こういった機関が、今回重大事態だけということで、今説明をいただいたんですけれども、ふだんから第三者的な立場のそういった委員会というか、組織というか、そういったものがあつたほうがいいんではないかなという提案なんですけれども、この前説明があつたいじめ防止基本方針というこの冊子の中にも表が書いてあるんですけれども、第三者的な立場で動いている組織というのが、今ここで見た限りでは、この調査委員会だけかなということなので、もう少し生徒、それから先生ですね、また保護者と

密に連携がとれるような、そういった機関ができればいいのではないかなと思うんですが、そういったことというのは、今回は考えられていないんでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） この方針の中の図にもありますように、いじめ問題専門委員会というところが第三者的な、中立的な立場ということで専門家の方に集まっていたりもものになっておりますので、通常の大事態が発生する前のところでは、この機関がその役割を果たすものと考えております。

◎委員（鬼頭博和君） もう一点お聞かせいただきたいんですけども、いじめ問題対策連絡協議会というのがありますが、これは教育委員会のもとで動いていくという形なんでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 連絡協議会は、通常定期的に開催をさせていただくんですけども、いじめの防止等に関する機関、学校とか教育委員会、児童相談所、警察、そういったところが取り組んでいる内容について話をし、連絡調整をして、そういったことが効果的であるとか、そういったことを話し合っていく機関としております。

◎委員（鬼頭博和君） わかりました。ということは、協議会が学校と密に連携をとりながらという形の動きになってくるということなんでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 常に教育委員会のほうが学校とはいつも連絡をして情報をいただいたり、指導のほうはさせていただいておりますので、そういった内容について協議会のほうでも報告をさせていただいて、よりよい提案とかいただけるような場になっていくかと思えます。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でも、いじめについての議論というか、かなりされてきたと思うんですけども、さまざまないじめの例で、その後の調査というところでの事例を調べてみますと、やはり現場の教師の声が本当にきちんとどう入っているかどうかが疑問な面や、当事者の保護者の意見などが全く無視されているような調査などもよく聞かれるわけなんですけども、また組合のほうで、名古屋の例では、再調査を申し入れてもそこら辺の声が聞けないということで、申し入れるけれども再調査を全くしなかったという例なんかもお聞きするんですけども、この岩倉の今回の条例の中では年2回程度の専門委員会が持たれる中で、そういった事例をきちんと調査もされて、調査委員会にまで持ってこなくても収束できるような議論みたいのところまで、どう持っていかれるような組織になっていくのか、そこら辺、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、どうでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、万が一重大事態が起こった場

合には、もちろんこの専門委員会というのは何回も何回も開かれるものになりまして、その間にも事実確認の把握ですとか、関係者への聞き取り、それから学校からの報告を受けたり、保護者の方を優先なんですけど、保護者の方や関係機関の方への説明などを行います。それで専門委員会を開催しまして、これまでほかの自治体の例とかも見ますと、一つの事案に対して5回以上、10回ぐらい開かれるところもございます。その頻度は状況によりまして違いますけれども、その聞き取りの内容調査の進捗状況によっては、一月の間に何度も開催をしたりしますし、聞き取り等を拒否されるとか、そういったようなこともありますので、そういったときには月をあけて開催となったりしていきます。

一番大事なのが、やはりいじめられた児童・生徒に対しまして、事情とか心情をしっかりと聴取して、状況に合わせて継続的なケアを行いながら調査を進めていくということで、急いで調査結果を出すというものではございません。しっかりと聞き取りを行って、また在校生徒とかのケアも行いながら進めていくものですので、またその結果によっては保護者の方、また被害に遭われたお子さんから再調査をとという依頼になるかもしれませんが、専門委員会の調査の段階では、まずはいじめられた被害者のことを第一優先として調査を進めていくものと考えております。

◎委員（榎谷規子君） 今の答弁の方向でぜひともよろしく申し上げます。一応年2度ほどの専門委員会といっても、そういう調査委員会にまで持っていく間にきちんとそういった頻度で、その事態に対応していくこと、聞き取りを中心にしっかり行っていくことということを、やはり専門委員会の中で徹底してやってもらえるということが大きなことじゃないかなと思うので、よろしく申し上げます。

それと、やはりいじめにならない、大きな問題に至らない教育現場というのが本当に大事になってくると思うんですが、そのための努力というのが学校、教育委員会で頑張っているものだと思うんですが、岩倉では親と子の相談室が開かれていて、そういった中での内容というのが、現場の先生たちとのいろんな共有の場というのがよりとられることも大事かなと思うんですが、そういった現場の状況はどうでしょうか。

◎学校教育課指導主事（渡辺まゆみ君） 各学校には、子どもと親の相談員が1名ずつ配置をされておまして、子どもたちの悩みに寄り添ったり、それから教室に入れないう児童・生徒の支援を行ったりふだんはしておりますが、授業時間中に教室などを巡回して、気になる子どもの情報などを集めたりもしております。

聞き取った情報ですとか子どもたちから相談を受けたことにつきましては、担任ですとか関係の学年の教員などと情報を共有して、どういう形で支援をしていったらいいかということを中心に相談をしております。なかなか時間を確保することはできませんが、廊下でちょっとこんなことがありましたよとか、あの子はこんなことで悩んでいるみたいですよというようなこと、あるいは相談室にお邪魔するようですので、こういう形で声をかけてくださればありがたいですというようなことを情報交換を常にしております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 協議会を設けられるよということで、第4条の2の中に、これこれこういう人が委員に入るよということでもありますけれども、ちょっと具体的で申しわけない、(2)で小・中学校の保護者の代表者、これはPTAの代表者とイコールになりますでしょうか。全く違う人選を御予定されていますでしょうか、お聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） PTAの代表者と考えております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） わかりました。

それでは、連絡協議会にしろ、問題専門委員会にしろ、常設で専門委員会は年2回だよということであるんですけども、12条のほうで専門委員会は10人以内をもって組織する。具体的な人選は、これは公布の日から施行するとありますので、12月で可決されますと施行されるかと思っておりますけれども、人選のほうは具体的に進んでいますでしょうか、全くでしょうか、お聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今でも教育委員会にかかわっていただいているこういった専門家の方々がいらっしゃいますので、今のところ、そういった方々にお願いしようかということで考えてはおります。

◎委員（塚本秋雄君） 3点ほど質問させていただきます。

岩倉市の関係は小・中学校ということで、小・中学校に限定しているのかなと思っておりますけれども、岩倉市子ども条例でいうと18歳まで、国の対策では高校生まで含んだ内容であります。岩倉にも高校生はおりますけど、他校へ行っているからいいということじゃないと思っておりますけど、高校生の部分はどのようなふうな形の判断をしているのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 県立の高校生のこういった対策につきましては、愛知県のほうが主導して実施していくこととなっております。

◎委員（塚本秋雄君） 岩倉市いじめ防止基本方針を見ると、一定の人間関係といたら県立高校だけとはかかわらない一定の人的関係と書いてあるんですけども、そう簡単に県立高校がやるということではよろしいのでしょうか。いじめの定義の中に。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 失礼しました。

公立学校は愛知県のほうです。また、私立の学校もございますが、私立の学校については、所管する都道府県がこういったいじめの対策を行うということになっています。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ2つ目の質問なんですけれども、まずもって学校いじめ防止基本方針とは、これは定めるものという形の中でなっていて、岩倉市のいじめ防止基本方針というのは努めるものとなっていたのをしっかりつくっていただいたことには、まずもって敬意を表します。

これをつくられたメンバーというか、どんな形でこれをつくられましたでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 方針の素案は、事務局のほうで作成いたしましたして、あと教育委員会、あと総合教育会議のほうで策定状況を行ってまいりました。あとパブリックコメントも昨年度実施しておりますので、それで検討をずうっと行ってまいりました。

◎委員（塚本秋雄君） 国の法律からいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという形の法律の中で、岩倉市はいじめ防止基本方針の中で、岩倉市としての取り組みという形の中でそれぞれ書かれてきて、この条例が出てきたかなというふうに解釈しております。そういう意味合いでも、この3つの専門委員会、調査委員会、対策連絡協議会、つくられたことについても敬意を表したいと思います。

1つ聞きたいのは、議会への報告なんですけれども、国の法律も、この方針を見ても、この方針だと、市長が再調査をしてから議会に報告をするということになっています。ということは、いじめが起きても議会への報告はされるのか、されないのか。この間、本会議の中で教育長が27年度にいじめの状況を数字的には報告されておりました。今までと、この法律ができたことによって、じゃあ議会のほうへは最終的に市長が再調査した結果議会に報告をするのか。報告というのは、議会に報告するということは、全協に報告するのか、本会議に報告するのか、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まずは、この問題、調査委員会、再調査、それからいじめ問題専門委員会が所掌をしています重大事項への調査、これを発生させないということがまず第一だということをもまず申し上げて起きたいと思います。再調査をした場合には、法に基づいて報告義務がございしますので、市議会に報告するということになってございます。

定例的な、当然いじめの対策の協議会で、こういった対策を進めていると

ということなどについては、適宜議会にも報告をしまいたいと、予算ですとか、決算のところもできていくのかなというふうに思います。

個別の案件についても、重大事態に陥らないまでに解決に導いていけますよう努めますけれども、その必要性に応じて、議会とも相談しながら、適宜報告をしていくということを考えております。これまでと同様だと思います。

◎委員（塚本秋雄君） わかりました。一番大事なのは、いじめの早期発見ということが書かれております。そういう意味合いでいうと、当然先生の立場での取り組み、それだけではだめだということもこれにも書いてありますので、ぜひ保護者への、いわゆる子どもの命を守るための手順なり、対策なり、ステップなり、いろんな形の中で、保護者にもしっかりと啓蒙して、広報していくと書いてありますけれども、ただそういう法律ができたということではなくて、具体的に家庭でチェックできるようなものにしていただきたいと思いますし、子どもにも若干そういういじめのことについて書かれている部分がありますけれども、ちょっと余りその理想的な部分でやっていっちゃうと、いろんな部分の、逆の場合もあります。信頼するとか、いろいろあるかと思えますけれども、そこら辺の考え方を注文しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸一君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

学校のほうでは、まず各学校においていじめ防止に関する基本方針を既につくっております。PTAの総会ですとか、保護者がみんな集まるようなところでそういうものがあるということで、それからホームページ等でも見られるような形にしております。まず学校の方針は、そういうふうで保護者に周知をしているということで私たちは理解をしております。

それから、人権週間12月4日から10日まで、全国で持たれておりますけれども、岩倉市においても各学校での取り組み、子どもの人権意識を高めるような取り組みが、特に岩倉市においては先日教育長の発言の中にもありましたように、活発に行われております。保護者にも広く啓発をしておりますし、子ども人権会議のリーフレットも配付をしたところです。というふうに、できるだけ保護者にもそういう人権意識、それからいじめ防止に対する意識を高めてもらう、お子さんへ目を向けてもらうような働きかけをこれからも続けていきたいというふうに思っています。以上です。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 済みません、先ほど私立学校は都道府県が所管するというようなお話があったんで、ちょっと追加で聞きたいんですけれども、私立の小学校のほうでのいじめに対する取り組みを、知っていたらで結

構です、所管事項以外ですので、知らないなら知らないで結構ですけれども、私立の小学校でのいじめに関する対策について、御存じでしたらお知らせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 把握はしておりません。

◎副委員長（櫻井伸賢君） わかりました。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第91号「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第91号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第97号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今回の本会議でもスイッチO T C薬について答弁があり、改めてこの勉強をさせていただいたわけではありますが、確定申告のときに、今までも医療費控除がある方が医療費の領収書をいろいろそろえて、その控除分があり、そのことでの確定申告がかなり大変な様子を、状況を見てきたわけではありますが、今回、このスイッチO T Cの薬も確定申告の中に

含まれるということで、皆さんレシートをきちんととっておく、それを確定申告にということで、今後確定申告の業務がますますふえるんじゃないかというふうに思っているわけなんです、そこら辺、担当課としてはどう捉えて、何か対策とか考えていらっしゃるのでしょうか。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** 確定申告の際なんですけれども、これまでの通常の医療費控除のときも、基本的には申告される方に合計金額というものを出示していただくような案内をしております、申告会場で計算されてこられない方も見えますので、そういったときは、ちょっとブースを設けて、そちらで計算をしていただいたり、場合によっては職員でお手伝いをさせていただいたりということもしております。

今回のスイッチO T Cの医療費控除の特例の制度ですが、新しくできる制度ということもありますので、このあたりも職員で対応できる部分については対応していきたいというふうで考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員（梶谷規子君）** 確定申告が大変になるなどと思って、その分を先に言っちゃったんですが、市民の人にとって、今度1月の広報でお知らせするという事なんですが、もちろん薬局などでもこういった周知がされて、領収書をとっておきましょうみたいな形になってくるんですよね。そこら辺はどんな状況か把握していらっしゃるのでしょうか。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** 今、配置販売事業者向けに一般社団法人の全国配置薬協会というところから概要書が出ておまして、対象の商品にはパッケージに識別マークを印刷したり、シールでの張りつけをしたりするようなことが進められておまして、また消費者向けに税の控除ができますよというようなどころについても案内をしていただきたいというようなことが記載されておりますので、一定周知というのはされるものだというふうに考えております。また、購入したときのレシートにも税の控除対象になるというような記載をするようにということも書かれていますので、周知のほうはある程度されるのかなというふうに考えております。以上です。

◎**委員（塚本秋雄君）** 先ほど、新しい法律と言ったのかな、制度だと言ったのかな、と言われましたけど、なぜ33年12月31日までということなのか、お聞きいたします。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** 今回のこの制度については、特例になっております。医療費、国民の健康管理の意識を高めて、自発的にセルフメディケーションに取り組む環境を整備していくというような趣旨のもとですので、ずうっと継続して最初から制度設計するというものではなくて、特例と

して一定期間制度を設けたものだというふうに考えております。以上です。

◎**税務課長（岡本康弘君）** 補足で少しお願いいたします。

税制改正でいろんな制度が新設される場合、例えば軽自動車税だとか固定資産税の関係でも、これまで、例えばクリーン化の特例であるとか、そういうものを設けられておりますけれども、恒久化で行われるかどうかというのは、一定実施して、その効果を見ながら、期限が延長されるような取り扱いをこれまでもされてきております。

この制度についても、期限が切れるところで延長するかどうかの判断が下されるものと考えております。

◎**委員（塚本秋雄君）** そういう意味合いがあったら、医療費控除とこれと両方やっていただければいい法律かなとは思いますが、医療費控除というのは10万を超した部分にかかる部分。これは10万まで行く間の、1万2,000円は引いて8万8,000円ということですので、単純にこちらのほうが多くなるという解釈でよろしいでしょうか。市民から見たら、一般的に。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** 所得の金額と、あと医療費にかかった金額ですとか、このスイッチO T C薬の購入した費用の額にもよるところなんですけれども、通常の医療費控除を適用したほうが、より控除を受けられる方も見えますし、先ほどおっしゃられました10万円に行かない方については、スイッチO T C薬を1万2,000円以上購入していれば、通常の医療費控除が受けられない場合でも、そちらのスイッチO T C薬の特例の適用を受けられることがありますので、そういった面でいえば、控除を受けられる方が拡大されたのかなというふうで考えております。以上です。

◎**委員（鬼頭博和君）** 今の関連なんですけれども、医療費控除とスイッチO T Cの特例の控除というのは、同時に受けることはできないということなんです。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** はい。同時に適用を受けることはできませんので、申告者の方が基本的には医療費控除を受けられるのか、スイッチO T C薬の控除の特例を受けられるのか、どちらかを選択していただくということになります。

◎**委員（塚本秋雄君）** そうすると、岩倉市の市条例だから、岩倉市の市条例の中で両方受けることができるということを言い切ってしまう受けられるかどうか、お考えをお聞きいたします。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** この制度については、国の地方税法の改正の中で規定されたものを受けて市税条例について改正をお願いするものですので、市の判断によって両方適用できるというような趣旨といえますか、

そういったことを、国の制度によって決められているので、あくまでもどちらかを選択していただくということになります。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第97号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第98号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 国民健康保険税条例の一部改正ということで、今回賦課限度額が改定されるということで、高くなるという内容でございます。

それで、いろいろ国保の会計状況が厳しいということは感じておりますが、この岩倉だけ高くなっていないのだろうか、そんなことをちょっと思いながらお尋ねしますが、県内の傾向ですかね、わかる範囲でいいんですけども、そのあたり、少し教えていただけないでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 28年度の県下の状況といたしまして

は、法定限度額の89万円と同額であるのは38市中23市、また岩倉市と同額の85万円であるのは、岩倉市を含めて10市でございます。

◎委員（梅村 均君） わかりました、ありがとうございます。

こうやって、その限度額がどんどん上がっているんですけども、なかなか上がっていくという状況は市民にとって厳しいところもあります。

この国の動向というのはどんなふうになっているんでしょうか。どんどん上がっていくものなんでしょうか。ちょっとそのあたり、つかんでいるものがありましたらお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） まず、賦課限度額の引き上げは、高所得層により多く負担してもらうことで中間所得層に配慮した保険税の設定が可能になるとされているところなんですけど、厚生労働省は、29年度の税制改正案として、賦課限度額の引き上げを今要望しているところでございます。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 賦課限度額の引き上げということで、やはり所得の高い人、本会議では所得が701万から800万の人で上がっていく。収入では900万から1,000万の人でということで、今度の賦課限度額の引き上げによって国保会計の収入はどれぐらいふえるんでしょうか。まず収入がふえるんじゃないかと思うんですけど、その分で低所得者の国保税の引き下げに持ってってもらえないかと望むものなんですけど、どうでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） このたびの賦課限度額の改正によって影響してくる調定額としてですが、800万円程度の増額を見込んでいるところでございます。また、そういった調定額は増額になるんですけども、保険税の引き下げというところにつきましては、平成30年度に国保の制度としては広域化というところで、そこで所得水準や医療水準などを見て標準保険料率や納付金などの金額などが県から示されてくるんですけども、それに合わせて保険税の率も今後検討していくところではございますが、なかなか医療費も増額しているところなので、なかなか引き下げというところにはできないんじゃないかと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 今度の引き上げによって800万円程度の増額になるということですが、その増額分は、ふえるであろう医療費などの補填に使っていくということで、医療費が今後800万増額になるんじゃないかという予想なんですか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の800万円は、限度額を上げたことによる影響額が800万円というふうに見込んでおりますが、医療費につきましては、今回12月補正でも高額療養費の補正を約4,600万円計上させていただ

いておりますが、そのように医療費は大変伸びている状況となっております。そういったことで、保険税の引き下げにはつながらないということでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） これをもちまして質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第98号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第99号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 済みません、1つだけお尋ねいたします。

運営推進会議の開催の回数でございますけど、これまでというか、小規模多機能型の居宅介護のときは2カ月に1回というような規定になっていて、今回おおむね6カ月に1回以上の開催になったんですけど、これは何か理由というか、考えはありますでしょうか、お聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 今回、小規模な18人以下の通所介護が地域密着型通所介護ということで地域密着型サービスに移行されたんですけども、今おっしゃられましたとおり、グループホームや小規模多機能型居宅介護については、おおむね2カ月に1回運営推進会議なんですけれども、

こちらの地域密着型通所介護については、おおむね6カ月というふうに規定させていただいたんですけれども、こちらのほうにつきましては、国の基準に沿って、国の基準と同様に6カ月に1回ということで規定させていただきました。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉市は、市内の面積がコンパクトな10.47ヘクタールということで、岩倉市民も近隣の市外の事業所でサービスを受けていたり、反対に岩倉市にある事業所に近隣の市町の市民の人が利用していたりという状況にあると思うんですが、今回のこの条例の一部改正によって、市を超えて今までサービスを受けていた人、また事業所に市外の方が来ていた人の利用については、これまでの利用ができなくなるということはないかどうか確認したいんですが、いかがでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 4月1日に地域密着型サービスに移行したということで、地域密着型サービスに移行しますと、市民の方が基本的には使うサービスということになりますけれども、平成28年3月31日時点で御利用が、市民の方が市外のサービスを利用していた場合については、経過措置として引き続き28年4月1日以降も市外のサービスの利用をするということが経過措置で設けられておりますので、利用は可能になります。ただし、要支援の方の介護予防の通所介護については、地域密着型サービスということに移行しませんので、要支援の方が4月1日以降に要介護になられた場合、3月31日以前に市外の介護事業所のサービスを使っていた場合は、要介護になった場合は市外の小規模な通所介護については利用することができなくなるということがございます。

◎委員（梶谷規子君） やはり高齢者の人は、これまでサービスを利用していたところで今の介護度を保って順調にいらっしゃっていて、やはり環境が変わることによって認知症が進むとか、状況が悪くなるとか、そういったことも十分あり得ることだと思うんですよね。その区分変更によって使えなくなる人がいた場合の岩倉市としての対応というか、よりそういった区分変更によって使えなくなった人たちにきちんと対応してもらえるようなことができないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 今、先ほど御説明しましたけれども、要支援の方が要介護に区分が変更になった場合、市外の小規模な通所介護事業所を利用していた場合は利用できなくなるということが生じますけれども、3月時点の給付実績で確認させていただきますと、岩倉市内には介護予防、要支援の方が市外の小規模な通所介護を使ってみえる方はお1人ということ

でありますし、そこのケアマネさんにも確認したところ、要介護にならないことが大切なんですけれども、もし仮に要介護になった場合は、今使っている市外の小規模な通所介護事業所は使えなくなるという御説明もされた上で今は使っているということなので、今のところ影響はないというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 反対に、岩倉での小規模の事業所で市外の人に来ていらっしゃる場合の区分変更になった場合までは把握されていないでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 市外の方が市内の事業所を使っている給付実績については、岩倉市は保険者ではないので、ちょっと把握していないという状況であります。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第99号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第100号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） 知見を有する者という書かれ方がしているんですけど、「知見」、知識の「知」と「見る」というのが第9条のところに出ていますけど、どういう人ですか。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 学識経験者ということもありますけれども、学識経験者ということではなくても特段いいんですけども、その中で高齢者福祉や認知症ケアに携わっている人たちなどが一応考えられまして、主に高齢者福祉に携わっているという点では民生委員さんなども考えられまして、そういう方たちが考えられるということでもあります。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目ですけど、これは事業所が運営推進会議をつくるか、市がそういう会議を持つのか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） この運営推進会議の設置は、事業所が設置して行うものでございます。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、会議録の記録を作成し、公表するとなっているが、それは、その事業所がホームページでアップすればいいのか、市へ報告すれば作成し、公表という形になるのか。作成して公表するということはどういう基準、具体的にお聞きいたします。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 公表する基準というのは特段設けていないんですけども、公表の仕方としては、事業所に会議録を置くという方法や、地域包括支援センターや市に報告するという方法、あと次回の運営推進会議においてその会議録を公表するといったような方法が考えられます。

◎委員（鬼頭博和君） 本会議で、この介護予防認知症型対応通所介護の事業所が、今現在岩倉にはないということをお聞きしたんですけども、設置を推進するような、そういった働きかけとか、今、なぜこの岩倉にないのか。認知症という方は結構ふえていると思うんですけども、その辺の理由というのはおわかりでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） こちらの認知症対応型通所介護、認知症に特化した通所介護なんですけれども、こちらのほうは、岩倉市におきましても平成18年度から23年度、第3期から第4期の介護保険事業計画にも共用型ということで整備の位置づけをしたんですけども、そのときには残念ながら、認知症対応型通所介護を行うということを手を挙げていただける事業者がいなかったということがございました。

また、今現在、市内には認知症対応型通所介護事業所はございませんけど、御利用はお1人だけ市外の事業所を使ってみえるという状況であります。

また、来年度、平成29年度には第7期の介護保険事業計画を策定するに当たって、そういった必要なサービスが、どういったサービスが必要かというところも、ケアマネジャーさんからの聞き取りや高齢者保健福祉計画等推進委員会に諮りながら、必要なサービスかどうかを考えながら計画策定に努めてまいりたいというふうに思っています。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第100号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第100号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第109号「岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

なお、審査に入る前に、本会議におきまして、委員会での資料の提出をするといったことがあります。ここで、担当より資料の配付をお願いいたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま資料の配付がございましたので、当局の説明を求めたいと思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 本会議のときに資料をとということで、委員会のほうで提出させていただきますということでございました。

本日用意させていただきましたものが、選定に係る最終的な採点表の細かなものでございます。

現在、ホームページ上には配点項目及び選定基準の①から⑧までの委員平均点が公表してございます。その下に、細目としましてアイウエオとそれぞれの項目について評価をしたと。その配点については、各細目ごとに配点してございます。①の括弧は管理・運営方針が施設の設置目的に合致しているかといったところは5点の配点をしております。その一番下のところに配点3の場合の「劣る」「標準」「優れる」、配点5の場合は「劣る」「やや劣る」「標準」「やや優れる」「優れる」ということで、各委員が採点してございます。

この評価項目につきましては、総合体育文化センターの指定管理者の申請前の説明会のときに、各説明会に来ていただいた9者の事業者には明示をしております。ただ、明示をしておりますのは、配点項目及び選定基準という項目だけでございまして、配点については公表しておりませんでした。それを公表することによって、配点の高いところに特徴づけられるということも好ましくないということで、配点項目、この細かな選定基準までは、その説明会のときにお渡ししております。

細かな平均点というふうに公表してまいりましたのは、選定の会議については非公表ということもございまして、今後の市のほうの公表していく場合の基準も相談しながら、公表できる範囲で本日お示しをさせていただきましたものでございます。見ていただきますと、委員平均点が最終的に合計点で示されておまして、選定候補にしたほうが、1点ですけれども上回ったという結果でございます。説明は以上でございます。

◎委員長（黒川 武君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回、総合体育文化センターの指定管理者の指定ということでございます。

少し気になるのは、いろいろこういった指定管理者が利用者増を図りながら、とにかく市内・市外、分け隔てなく利用者を集めてやってしまうのではないかとこのことをちょっと危惧いたします。

それで、岩倉市の施設でもありますので、やはり市民の利用が優先される

べきであるとは考えるわけでありませうけど、この指定管理者になるに当たって、市民の利用がこれまでどおりであるのかどうか、そんな不利益なことが働かないかどうか、何かそのような点ですね。市民の利用について考えておられることをお聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） ただいまの御質問ですけれども、指定管理者が今回変更になるわけですけれども、総合体育文化センターの利用の形態は変わらないということでございます。

今のところ、市内の利用者さんの方たちが、いつもあいていないから、例えば使えないとか、そういった情報は今のところ入ってはいない状況でございます。

ただ、指定管理者さんによるスポーツ教室などの自主事業等企画していただきまして、開催をしていただくわけなんですけれども、そこにつきましては、部屋の利用が比較的あいているところ、影響のない範囲で進めていくということで、指定管理者とも協議をしながら、自主事業についても進めていくということを考えているところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

もう一点ですけど、これから運営が始まっていくとした場合に、全体的な利用料金の見直しですとか、市民と市外で区別をしていくとか、いろいろ使用料の関係の検討も出てくるかと思いますが、そういった料金の変更については、市のほうが必ず絡むことになっているんでしょうか。指定管理者だけでやってしまうこともあるんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 利用料につきましてのお話ですけれども、やはり先ほどの質問にもつながりますが、今のところ、市内・市外の利用料金につきましては、利用者の方、同一料金で進めております。

利用の状況を鑑みますと、市内の利用者さんが使えなくなっているというような状況も今のところは把握はしていないというところもありますので、利用料金につきましては、引き続き市内の方、市外の方問わず同一でということ今のところ考えております。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 施設の使用料金につきましては、指定管理者が自由裁量はございません。市のほうで決めさせていただくといった形になりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 今の資料を見せていただくと、この日本環境マネジメント株式会社よりももう一つの団体のほうがよりすぐれているという項目が5カ所あるんですね。その5カ所が、地域や関係団体との連携が図れて

いるかとか、市内の公共施設の連携が図れるか、地域の人的資源が活用されるかとか、岩倉市の地理、市の業務に関する問い合わせに応じられるかとかいう、今の地域とのつながりみたいところでの点数としては、A団体のほうが全部高い位置にあるということで、前の業者なのかな。だから、地域により密着してやってこられたからかなとか思うわけなんですけど、そこよりも、今度新しくなられたというところで、とてもA団体よりも点数が高くなっているのが、特に⑥の事業計画の内容に合致した適正な人材が確保されるか、また人材育成方針は適性かというところがかかなり大きな、また④のイの利用者ニーズを把握し、反映させる仕組みが適切かというところで、かなりA団体よりも点数が多いわけなんですけど、あとは同じような状況が多いと思うんですけど、特に⑥のアの内容は、具体的にどういった点がとてもすぐれているというふうに見られたのか、おわかりでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 御質問いただきましたそれぞれの配点項目につきましてです。

事業計画の内容に合致した適正な人材が確保されているか、また人材育成方針は適性かというところでおっしゃられるように、日本環境さんのほうが上回っているというところなんですけれども、これはあくまでも選定委員会の中で議論されてこういった結果になったわけなんですけれども、日本環境さんの提案内容の一つとして、例えばトレーニング室についてなんですけれども、こちらのほうの人員体制につきまして、常駐する職員を時間帯によって2人体制、今現状ですと1人体制なんですけど、2人体制にするなどして、より充実した内容であったということが評価をされたのではないかとということで、選定委員会さんのほうでそういう結果になったということが一つの要因として考えられると思います。よろしくお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 合計の点数では、1点だけ、本当にわずかな差での日本環境マネジメントなんですけど、そこよりもA団体のほうがわずかな数字でも評価が高い、項目としては6項目もA団体のほうが評価が高いふうになっているんですよ。だけど、項目は少なくても、その点数の開きが、先ほど言った⑥のアとか、④のイとかがかかなりの開きがあるために、合計点数でこちらのほうが上回ったということなんですけど、やはり項目の数として、A団体のほうが多くても、点数の開きの合計でこのような評価というのが何か納得いかないものがあるんですけど、それは合計点数での評価で仕方がないと

いうか、そういうふうに見るしかないということなんでしょうか。項目としては、小差であっても6項目もA団体のほうが高くなっているんですね。そこなんかはどう見られるんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） これは平均点でございますので、トータル得点でいくと、これは7を掛けていただくとかなりの点数の差は出ているかと思えます。7点ぐらいの点数の差が出ているかと思えます。

個別の項目につきましては、審査のところだから細かくは控えたいと思えますけれども、まずこの各項目について、申請書で特徴的な部分を委員会のところで資料として示しています。こういったところが特徴的ですよと。それから実際の提案説明、それから質疑応答というふうにしておりますので、そういったものを見て判断をしたところ。

先ほどおっしゃられました、具体的にはあれなんですけど、人材のところでは、プロポーザルのところでは研修はどうですかとか、そういった質問もしながら委員が判断したというところでございます。

平均で判断するという、一定の項目として上回っているところもございませうけど、逆に何点も上回っているところがありますので、トータル的な判断で今の候補者を選んだというところでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第109号「岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第109号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、請願第8号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中で、黒川議員から、趣旨のところの2行目の憲法審議会とあるが、憲法審査会じゃないかという御指摘を受けました。

請願団体に問い合わせたところ、御指摘のとおりであるということの回答を得ましたので、申しわけありませんが訂正させていただきますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（黒川 武君） ただいま梶谷委員より発言がございました。憲法審議会の名称につきまして、憲法審査会に訂正をするということですので、各委員、その旨よろしくお願いをいたします。

審査に入る前に、委員長よりでございますが、この請願書につきましては、請願団体から、あらかじめ岩倉市に対しましても同じような項目が陳情書として提出されており、市から既に回答が出ております。審査に当たっての参考資料として、市の回答文書を委員長のほうで資料要求をいたしましたので、その文書につきまして配付をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

これより11時半まで休憩とさせていただきますので、その間お目通しをお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 執行機関側のほうへちょっとお尋ねします。

いろいろ項目があって、割と今後検討していくとか、そういうようなものもあるんですけど、これだけいろいろあると、財源とか、お金とか、そういうものが絡んでくると思うんですけど、そのあたりでどんなふうにご考えておられるのでしょうか。誰が答えていいかわからんですね、全体的だから。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎総務部長（山田日出雄君） こうした社会保障の関係に関しては、今後非常に大きく伸びていくということが予測されております。そうした中で、国の制度のほうの改正もあるとは思いますが、やはり市としましても財源というのは非常に大きな位置づけでございますので、そうしたところも十分鑑みながら、対応を考えていきたいというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） そういう財源のめどなんていうものは、まだやっぱり立たないものですか。ある程度立てられそうなところもあるんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 個々の事業を見ていけば、財源というんですかね、どれぐらいの費用が必要かというところは立てられるものはあるのかもしれませんが、全体としては把握しておりませんが、ただ、非常に抽象的なお話でもあります。そうした部分もありますので、なかなか現段階で、個々でどれぐらいの事業費がというところは、現在のところ持ち合わせておりません。

◎委員（梶谷規子君） 愛知県が福祉医療について削減するという動きが再三再四あり、そのたびにこれまで各市町が、やはり福祉医療が削られることは、市町村の市民にとって、町民にとって大きな問題だということで、各市町がこの福祉医療を削減ということについて抵抗してきたというか、意見をしてきたという経過の中で、愛知県の福祉医療制度が保たれている。一部ひとり暮らしの高齢者の人が削減されても、岩倉市は頑張ってもらっているところだと思うんですが、県に対しての福祉医療制度の一番最近での削減などの様子、状況など、今見られている状況があればお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 以前には、県のほうが一部負担金の導入、所得制限の導入、そういったことを考えているという時期もございましたが、今のところは、状況として県も財政的に非常に厳しいということで、今の制度を維持したいと、そういった考えを示しているところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 今の制度を維持して、一部負担金導入や所得制限を設けようという動きは、今のところストップしているということを受けとめてよろしいんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今のところ、県は一部負担金の導入、所得制限を実施していくという考えは持っていないということでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は、反対、賛成の順で行います。

討論はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 請願第8号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」に対する反対の討論を行います。

今、社会全体が人口減少、少子・高齢化という大きな転換期を迎えている中で、介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充は広く国民から求められるものであり、国・県、地方自治体においても国民福祉に努めなければならないものであり、重要な責務を担っているものと認識しているところでございます。

今回の請願項目は多岐にわたっており、介護保険、国民健康保険、税の徴収、生活保護、市税の徴収、福祉・医療・子育て支援、障害者予防接種などの制度の拡充に関する要望などがあります。

これらは全て国民の命と暮らしにかかわる重要な課題であります。一方、これらの要望等を実現するための原資となる財源については全く言及されておりません。

社会保障制度は、人口減少、少子・高齢化が進展する中で、負担を現状のまま給付をよりよくしていくことは難しい状況にあります。国においては持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革や推進に関する法律に基づく処置として、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括支援システムの構築を通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、介護保険法等の関係法律について所要の整備等が行われているところでございます。

以上のことから、本請願にかかわる要望及び国・県への意見書、要望書を提出することは、責任ある市政を推進する立場から適切ではないと考えるため、反対といたします。

◎委員（梶谷規子君） 請願第8号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」に賛成の討論をいたします。

この請願は、毎年10月に行われています愛知自治体キャラバンの中で提出されたものであります。愛知自治体キャラバンは、県内全ての自治体を訪問して、愛知県と各市町村に対して、介護・福祉・医療、子育て支援など社会保障の拡充と、国や愛知県への意見書の提出を求めて要請する行動で、ことし37回目を迎えます。この37年の歴史の中で、県内の多くの社会保障施策が拡充されてきました。

国の社会保障関連予算が自然増の分が一応3,500億円圧縮されて、今後3年間、また1兆5,000億円の削減に向けて制度の改悪と国民負担増が強行さ

れようとしています。

介護保険制度ができ、3年に1度見直される介護保険制度は、見直しのたびに保険料は高くなり、受けられる給付が、介護が必要な人が必要な介護をという当初の介護保険が花開く介護保険制度という状況を本当に打ち破るような大変な実態になってきているものだと考えます。高齢者の人たちが、介護保険制度ができ、後期高齢者医療保険制度ができ、また年金が削減されるにもかかわらず負担がふえていく、こういった大変な実態が市民を苦しめている状況であります。

私たち議会としては、住民の暮らしを守って、命・健康を守り、改善する、これらの要望をしっかりと受けとめて、国の社会保障改悪に反対して、住民の命と健康・暮らしを守るために、これらの要望を実現していく責務があると考えます。

請願項目の大きい2つ目であります、国や愛知県に対しての福祉・年金・医療・介護の充実改善などを求める意見書を出していくことも地方議会の大きな任務であると考えます。

以上、岩倉市議会としてこれらの請願項目をしっかりと受けとめていく立場から、賛成といたします。

◎委員長（黒川 武君） 討論を終結し、採決に入ります。

請願第8号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 賛成少数であります。

採決の結果、請願第8号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

他に、陳情等文書表のとおり、陳情が3件、本委員会に送付されております。順次取り扱いたいと思います。

陳情第15号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情書」の扱いをどのようにさせていただきましょうか。委員の御意見をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 調査研究させてもらえればと思います。

◎委員長（黒川 武君） 本陳情につきましては、各委員においてそれぞれ調査研究をしてはどうだろうか、そういった御意見でございました。

他に御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） では、ないようですので、陳情第15号につきまし

ては、各委員におきまして調査研究等の勉強をしていただくと、そのような扱いとさせていただきます。

続きまして、陳情第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書」につきまして、どのような扱いにさせていただきますでしょうか。御意見をいただきたいと思ひます。

◎委員（梅村 均君） こちらも、同じく各委員の研究課題としてはどうかと思ひます。それで、いろいろ岩倉の現状もわからないところもありますので、そういったところの現状をお聞きしながら、文書質問を使えるのかどうか、その辺はちょっとまだわかりませんが、そういったこともしながら現状を把握して、それぞれ研究課題としてはどうかと思ひます。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

他に意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ただいま梅村委員より、先ほどの陳情第15号、そして現在審査している第16号、次の17号にも共通する御意見でもあったかと思ひますが、各委員が今後調査研究する上におきまして、参考として、執行機関側から必要な情報、あるいは考え方等を委員会のほうにお示ししていただければ、我々もそれを参考資料として今後活用させていただきますので、これにつきましては要望という形にさせていただきます。

執行機関側で、この件につきまして何か発言がございましたらお願いしたいと思ひますが。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 特段ないようでしたら、この要望につきまして、執行機関側のほうでもお考えをいただくということでさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

陳情第16号につきましては、繰り返しになりますが、各委員におきまして、執行機関側から現状等を聞きながら、それぞれの研究課題とする扱いとさせていただきます。

続きまして、陳情第17号「「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情」につきまして、その扱いにつきましてどのようにさせていただきますでしょうか。委員の発言を求めたいと思ひますが。

先ほどと同様に、各委員におきまして研究課題とする扱いにさせていただきますので、御異議はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 介護保険にかかわる担当課にちょっとお聞きしていいでしょうか。

介護現場で働く人たちが大変な実態だということをよくお聞きするわけなんです。岩倉市がいろんな事業所でのグループホームも、地域密着型のグループホームで、2カ月に1回とか、そういう委員会とかにも出向いていらっしゃると思うんですが、やはりそういった中では介護される方たちのことが優先に話されるんじゃないかとも思うんですが、介護現場の人たちの状況などをお聞きすることはないでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

先ほどの条例の改正でもありましたけれども、運営推進会議の中では、施設で働いていらっしゃる職員の方の処遇については余り意見交換がされていないというふうにお聞きしております。

ただ、今回また第7期の介護保険事業計画の策定の時期ということで、今年度アンケート調査をしたり、来年度も計画策定という時期に入っておりますので、事業所のほうにはヒアリングなどもさせていただく機会を設けていきたいと思っておりますので、その中で御意見等があればお聞きしていきたいと思っております。

◎委員長（黒川 武君） それでは、陳情第17号につきましても、各委員におきまして引き続き研究課題としていただく、そのような扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきましては全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、委員会の議題として、閉会中の継続審査申出書について議題としたいと思っております。

議題とするに当たっての理由といたしましては、10月に本委員会は継続審査事項に基づき行政視察を行いました。引き続き調査研究すべき課題もあるかと思っております。

委員会の議題として、閉会中の継続審査申出書について議題とすることにつきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま委員のお手元に閉会中の継続審査申出書（案）をお配りさせていただきました。

委員長より説明させていただきます。

審査事項につきましては、1枚はねていただきたいと思います。別紙につけてあります。

1. 健康福祉部の所管に属する事項について、(1)健康都市宣言に関することについて。2. 教育委員会及び教育子ども未来部の所管に属する事項について、(1)教育振興基本計画に関することについて、(2)子ども・子育て支援事業計画に関することについてを審査事項といたします。

理由につきましては、先ほど述べたとおりであります。

方法は、審査または調査等でございます。

審査期限は、平成29年3月定例議会までといたします。

この件につきまして質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、採決に入りたいと思います。

閉会中の継続審査申出書を議長に提出することにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会といたします。長時間にわたりまして慎重な審議ありがとうございました。